

項目	事業名	事業内容
母子保健事業	低所得の妊婦に対する 初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料(妊娠の判定に要する費用)を助成します。 内容:住民税非課税世帯の妊婦に対して、上限10,000円を助成します。
母子保健事業	妊婦健康診査の基本受診券 1回あたりの助成額の増額	妊婦健康診査の基本受診券(14回分、多胎は19回分)の1回あたりの助成額を、3,300円から5,000円に増額します。
感染症予防 予防接種事業	ジフテリア・百日せき・急性 灰白髄炎・破傷風・Hib (5種混合)	国の分科会において、4種混合ワクチンにHib感染症を加えた5種混合ワクチンについて、法律上の定期接種に位置づけて接種を行うことについて了承されたことから、令和6年4月1日より、5種混合ワクチンによる接種を基本とします。ただし、当面の間は4種混合及びHibワクチンによる接種も可能とします。 なお、5種混合ワクチンの対象年齢については、既存の4種混合ワクチンと同様とし、接種方法については、皮下接種に加え、筋肉内注射も可能とします。
感染症予防 予防接種事業	带状疱疹予防接種費用助成金 交付事業	带状疱疹の発症や重症化を予防するとともに、市民の健康保持及び増進のため、任意接種の対象である带状疱疹ワクチン接種にかかる費用の一部を助成します。 【対象者】接種日において、栗東市に住民登録がある65歳以上の市民 【対象ワクチン及び回数】 乾燥弱毒生水痘ワクチン(生ワクチン): 1回のみ 乾燥組換え带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン): 2回まで 【助成額】生ワクチン: 2,000円/回 不活化ワクチン: 5,000円/回 ※助成については、いずれかのワクチン 一人1度限り 【助成方法】申請に基づき助成(償還払い)を行います。
感染症予防 予防接種事業	高齢者の 新型コロナウイルス感染症	令和6年4月に、新型コロナウイルス感染症をB類疾病に位置づけ 【対象者】65歳以上の者および60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの ・毎年度1回、秋冬に接種